

景気循環学会規約

第一章 総 則

第1条 本会は景気循環学会 Japan Association of Business Cycle studiesと称する。

第2条 本会の事務所は、東京都千代田区飯田橋3丁目11番15号、株式会社クバプロ内に置く。

第二章 目的および事業

第3条 本会は、景気循環に関する研究を行うとともに、会員の相互交流を図ることを通じて、景気循環に関する学問の進歩に寄与することを目的とする。

第4条 1. 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究会および講演会の開催
- (2) 会員の研究成果の報告および刊行
- (3) 内外の学会および関係機関との交流
- (4) その他理事会において適当と認めた事業

2. 本学会は理事会の決定により部会を置くことができる。

第三章 会 員

第5条 本会の会員は、次のいずれかに該当するもので、理事会の承認を得た者とする。

- (1) 通常会員：景気循環の研究に関心を持つ者
- (2) 特別会員：本会の目的に賛同する団体または個人

第6条 本会に名誉会長および名誉会員をおくことができる。名誉会長および名誉会員は理事会において推薦する。

第7条 1. 会員は、総会の定めるところにより会費を納めなければならない。

2. 名誉会長および名誉会員の会費は理事会の定めるところによる。

第8条 会員は、本会の行う事業に参加できるほか、本会の刊行物の配布を受けることができる。

第9条 会員は、次の場合には、退会したものとする。

- (1) 本人が退会を届出たとき
- (2) 会費の滞納により理事会において退会を相当と認めたとき
- (3) 本会の名誉を傷つけたことにより、理事会において退会を相当と認めたとき

第四章 機 関

第10条 本会に次の役員を置く。

会長 1名	副会長 若干名
理事 若干名	監事 若干名

第11条 理事および監事は総会において選任する。会長および副会長は理事の中から理事会において互選する。

第12条 役員の任期は3年後の総会終了までとする。

第13条 会長は本会を代表し会務を総理する。会長に故障ある場合は副会長（副会長複数の場合は会長の指名する者）がその職務を代行する。副会長に故障のある場合は会長の指名した理事がその職務を代行する。

第14条 理事は理事会を構成し会務を執行する。理事は常務理事若干名を互選しこれに常務執行を委任することができる。

第15条 監事は会計および会務執行の状況を監査する。監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

第16条 1. 本会に会長の指名により事務局長を置くことができる。事務局長は本会の事務を管掌する。

2. 事務局長は、会員の中から幹事を選任し、事務の一部を委嘱することができる。

第17条 1. 本会に顧問を置くことができる。顧問は、理事会において推薦する。

2. 名誉会長および顧問は理事会の諮問に応じて意見を述べることができる。

第18条 本会に評議員を置くことができる。評議員は理事会の推薦により会長が委嘱する。評議員は本会の事業につき意見を述べることができる。

第19条 会長は毎年1回会員の通常総会を招集しなければならない。会長は必要あると認めたときはいつでも臨時総会を招集することができる。総会員の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求したときは会長は臨時総会を招集しなければならない。

第五章 会 計

第20条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 本会は、本会の目的に合致した寄付金を受け入れることができる。

第六章 規約の変更および解散

第22条 本規約の変更は総会の議決を要する。

第23条 本会の解散は理事会または会員の5分の1以上の提案にもとづき総会出席会員の3分の2以上の賛成を得なければこれを行うことができない。